

○朝来市集団回収助成金交付要綱

令和2年3月31日

告示第57号

(趣旨)

第1条 この告示は、朝来市集団回収助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、朝来市補助金等交付規則（令和2年朝来市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付目的)

第2条 この助成金は、市内の家庭等から排出される資源ごみの集団回収を行う各種団体に助成し、もって資源ごみの再資源化及び減量化の促進並びにリサイクル意識の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 資源ごみ 次に掲げる紙類、繊維類、瓶類をいう。

ア 紙類 新聞、雑誌、段ボール及びその他の紙類

イ 繊維類 衣料、布

ウ 瓶類 ビール瓶及び1.8リットル酒瓶（再利用が可能なものに限る。）

(2) 集団回収 次条に規定する団体が市内の家庭等から排出される資源ごみを集中的計画的に回収する活動をいう。

(助成対象団体)

第4条 助成金の交付を受けることができる団体は、小中学校PTA、児童会、生徒会、自治会その他営利を目的としない資源ごみ回収を行う団体とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、次の各号に掲げる資源ごみの区分に応じ、回収した資源ごみの量又は数に当該各号に定める単価を乗じて得た額とする。ただし、同一団体に対する1会計年度の交付額は、50万円を限度とする。

(1) 紙類 新聞1キログラム当たり4円、雑誌1キログラム当たり4円、段ボール1キログラム当たり4円

(2) 繊維類 1キログラム当たり4円

(3) 瓶類 1本当たり3円

(承認申請)

第6条 集団回収の承認を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、集団回収承認申請書（様式第1号）に当該事業年度内に実施を予定している集団回収計画の内容が分かる書類を添えて、あらかじめ市長に提出しなければならない。

(承認決定の通知)

第7条 市長は、前条の規定による承認申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適當と認めるときは、集団回収承認決定通知書（様式第2号）を当該申請団体に通知するものとする。

(交付の申請等)

第8条 前条の規定による決定通知を受けた団体は、集団回収を実施したときは、その都度、集団回収助成金交付申請書兼請求書（様式第3号）に集団回収品受取証明書（様式第4号）を添えて市長に提出するものとする。

(交付の決定等)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、集団回収助成金交付決定（却下）通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(適用除外)

第10条 規則第4条第2項、第11条、第13条及び第15条の規定は、この告示による補助金の交付について適用しない。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は令和2年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和11年3月31日を限り、その効力を失う。ただし、同日以前に決定した助成金に係るこの告示の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

(朝来市集団回収事業助成金交付要綱の廃止)

3 朝来市集団回収事業助成金交付要綱（平成17年朝来市告示第113号）は、廃止する。

(経過措置)

4 前項の規定による廃止前の朝来市集団回収事業助成金交付要綱に基づき決定を受けた助成金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（令和3年告示第83号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年告示第69号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年告示第68号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

集団回収承認申請書

年　月　日

朝来市長様

申請者　所在地
団体名
代表者名

下記のとおり、集団回収を実施しますので、朝来市集団回収助成金交付要綱第6条の規定に基づき申請します。

集団回収計画

1 実施年月日	年　月　日
2 回収対象地域	
3 集団回収予定品目	

※実施年月日については、年度内全ての実施日を記入すること。

様式第2号（第7条関係）

集団回収承認決定通知書

第 年 月 号

申請者 団体名
代表者名 様
朝来市長 印

年 月 日付で申請のあった集団回収を承認しますので朝来市集団
回収助成金交付要綱第7条の規定に基づき通知します。

様式第3号（第8条関係）

集団回収助成金交付申請書兼請求書

年　月　日

朝来市長　様

申請者　所在地

団体名

代表者名

以下のとおり集団回収を実施しましたので、朝来市集団回収助成金交付要綱第8条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。助成金については、下記口座に振込を依頼します。

集団回収実施日		年　月　日		
資源ごみの区分		数　量	基　準　額	助　成　額
(1) 紙類（新聞）		kg	4円/kg	円
(雑誌)		kg	4円/kg	円
(段ボール)		kg	4円/kg	円
(2) 繊維類		kg	4円/kg	円
(3) 瓶類	本	3円/本		円
合　計　助　成　金　額				円
振 込 口 座	金融機関名	銀行 信用金庫 農業協同組合 信用組合	支店名	支店 支所 出張所
	預金種目	普通・当座	口座番号	
	フリガナ 口座名義			

小数点以下は切り捨て

※添付書類　・集団回収品受取証明書（様式第4号）

様式第4号中「(第9条関係)」を「(第8条関係)」に改める。

様式第5号を次のように改める。

様式第4号（第8条関係）

集団回収品受取証明書

年 月 日

朝來市長 様

下記のとおり、受取したことを証明します。

受取業者 住所又は所在地
商 号
氏名又は代表者名

印

記

1 受取年月日 年 月 日

2 团体名

3 品名及び数量

様式第5号（第9条関係）

集団回収助成金交付決定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

朝来市長

印

朝来市集団回収助成金の交付について、次のとおり決定したので、朝来市集団回収助成金交付要綱第9条の規定により通知します。

交付申請年月日	年 月 日
集団回収実施日	年 月 日
審査結果	
承認	助成金交付決定額 円
	助成金振込予定日 年 月 日
却下	却下の理由
備考	

様式第1号（第6条関係）

様式第2号（第7条関係）

様式第3号（第8条関係）

様式第4号（第8条関係）

様式第5号（第9条関係）

○朝来市身体障害者自動車運転免許取得費補助金交付要綱

平成17年4月1日

告示第86号

(目的)

第1条 この告示は、身体障害者が自動車運転免許（道路交通法（昭和35年法律第105号）第85条に規定する普通免許に限る。以下「運転免許」という。）を取得する場合に、その取得に要した経費の一部を補助することによって、身体障害者の就労等社会参加に寄与し、自立更生の促進を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）第7条第3項に規定する障害等級がおおむね4級以上の身体障害者で、次の各号に該当する市民であつて、運転免許を取得した者とする。ただし、市町村障害者社会参加促進事業の実施について（平成10年7月24日付け障第435号。厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）に基づく当該補助金を他の市区町村で受けた者については、当該補助の対象とはしない。

(1) 運転免許の取得により、就労が見込まれる等社会活動への参加に効果があると認められる者

(2) 障害者本人、その配偶者及び扶養義務者の前年の所得税課税所得金額（当該金額が確定していない場合は、前々年の所得税課税所得金額）が、補助金の交付を行う月の属する年の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者

(3) 市税等市の徴収金を滞納していない者

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、運転免許を取得するために直接要した費用とする。ただし、10万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、身体障害者自動車運転免許取得費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて福祉事務所長に提出しなければならない。

(1) 住民票の写し

(2) 運転免許証の写し

(3) 運転免許証の取得に要した経費を証する書類の写し

2 前項の交付申請期限は、運転免許を取得した年の属する年度の3月31日までとする。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、申請の内容を審査し適當と認めたときは、身体障害者自動車運転免許取得費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第6条 市長は、前条の交付決定を行った後、申請者から提出された身体障害者自動車運転免許取得費補助金請求書(様式第3号)に基づき補助金を交付する。

(補助金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の行為によって補助金の交付を受けた者があるときは、その者に対し期限を定めてその返還を命ずることができる。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行日の前日までに、合併前の生野町身体障害者自動車運転免許取得費補助金交付要綱(平成12年生野町要綱第3号)又は和田山町身体障害者自動車運転免許取得費補助金交付要綱(平成13年和田山町要綱第36号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成27年告示第93号)抄

(施行期日)

第1条 この告示は、平成28年1月1日から施行する。

(朝来市身体障害者自動車運転免許取得費補助金交付要綱の一部改正に伴う経過措置)

第8条 この告示の施行の際、第7条の規定による改正前の朝来市身体障害者自動車運転免許取得費補助金交付要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和2年告示第21号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年告示第69号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

身体障害者自動車運転免許取得費補助金交付申請書		
(ふりがな) 氏名		年月日生 (歳)男・女
住所	朝来市 番地	
個人番号		
職業 (勤務先又は学校名)		
身体障害者手帳	第 号 年月日交付	
障害名	等級	種級
免許取得理由		
取得方法 (教習所名等)		
訓練期間	年月日～	年月日
免許取得年月日	年月日	
受けた免許証 の種類		
所要経費	円	
備考		
<p>上記により自動車運転免許を取得したので、補助金を交付してくださるよう関係書類を添えて申請します。</p> <p>なお、この申請に係る審査のために、市税等市の徴収金の納付状況確認調査を行ふことに同意します。</p> <p>年月日</p> <p>朝来市長 様</p> <p>申請者 住所 朝来市 氏名 自署されない場合は記名押印してください。</p>		

様式第2号(第5条関係)

第
年
月
号
日

様

朝来市長

印

身体障害者自動車運転免許取得費補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった身体障害者自動車運転免許取得費補助金については、下記のとおり決定したので通知します。

記

決定額　　一金　　円

請求金額　　一金　　円

様式第3号(第6条関係)

朝来市長

様

住 所 朝来市

氏 名

自署されない場合は記名押印してください。

身体障害者自動車運転免許取得費補助金請求書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった身体障害者自動車運転免許取得費補助金を下記のとおり請求します。

記

請求金額

一金

円

振込口座名

金融機関名	銀行	支店
	信用金庫	
	農業協同組合	出張所
預金の種別	普通	当座
口座番号		
(ふりがな) 口座名義	-----	

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第6条関係）

○朝来市特定不妊治療費負担軽減助成金交付要綱

令和4年7月1日

告示第157号

(趣旨)

第1条 この告示は、朝来市特定不妊治療費負担軽減助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、朝来市補助金等交付規則（令和2年朝来市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付目的)

第2条 この助成金は、特定不妊治療を受けている夫婦に対し、当該特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図り、もって安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。

- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
- イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- オ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- カ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

(2) 特定不妊治療 体外受精及び顕微授精をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

- ア 夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供による不妊治療
- イ 代理母（夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産することをいう。）
- ウ 借り腹（夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を、妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産することをいう。）

(3) 男性不妊治療 特定不妊治療のうち、精子を精巣又は精巣上体から採取するた

めの手術をいう。

(4) 先進医療 健康保険法第63条第2項第3号の規定により、厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養その他の療養であって、厚生労働大臣が定める評価療養をいう。

(5) 医療機関 産科、婦人科、産婦人科又は泌尿器科を標榜している保険医療機関で、次に掲げる治療のいずれか又は両方の治療を行う医療機関としてそれぞれに掲げる要件を備えているものをいう。

ア 特定不妊治療 公益社団法人日本産科婦人科学会の体外受精・胚移植に関する登録施設であること。

イ 男性不妊治療 精巣内精子採取術に係る届出を行っている保険医療機関又は精巣内精子採取術に係る届出を行っており、当該手術についてアの保険医療機関と連携していること。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

(1) 婚姻をしている夫婦（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であつて、特定不妊治療を受けた期間（採卵準備のための投薬開始等から妊娠の確認等に至るまでの期間をいい、以下「治療期間」という。）及びこの告示による助成金交付の申請日において夫婦のいずれもが市内に住所を有していること。

(2) 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない、又は極めて少ないと医師に診断された者（卵子採取以前に特定不妊治療を中止した者以外の者で、医師の判断に基づきやむを得ず特定不妊治療を中止した者を含む。）

(3) この告示により初めて助成金の交付を受けることとなる治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。

(4) 国民健康保険その他の医療保険各法に規定する被保険者又は組合員若しくはその被扶養者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、助成対象者としない。

(1) 申請に係る特定不妊治療について若年がん患者妊娠性温存治療費助成金の交付を受けているとき。

(2) 申請に係る特定不妊治療について兵庫県特定不妊治療費助成事業実施要綱（平成16年4月1日制定）又は朝来市特定不妊治療費助成事業実施要綱（平成23年朝来市告示第40号）に基づく補助金の交付を受けているとき。

(3) 特定不妊治療の結果が別表に掲げる治療区分のG又はHに該当するとき。

(4) 夫婦の双方又は一方が市税等市の徴収金を滞納しているとき。

(助成対象経費)

第5条 助成金交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象者が医療機関で受けた特定不妊治療に要した費用に係る本人負担額とする。ただし、次に掲げる経費は、助成の対象としない。

(1) 医療保険各法に規定する入院時食事療養費の支給を受けた場合における食事療養標準負担額

(2) 文書料、個室料その他特定不妊治療に直接関係ないものであると認められる費用

2 特定不妊治療について、兵庫県不妊治療にかかる先進医療費助成金交付要綱（令和6年4月1日制定。以下「県要綱」という。）の規定による助成を受けたときは、当該助成額を助成対象経費から差し引くものとする。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、助成対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、次の表の左欄に掲げる治療類別に応じ、同表の中欄に掲げる治療区分ごとに、同表の右欄に掲げる額を限度とする。

治療類別	治療区分	限度額
(1) 医療保険各法の規定による療養の給付の対象となる特定不妊治療（先進医療に係る治療費を含む。）	A、B、D、E C、F	1回の治療につき10万円 1回の治療につき25,000円
(2) 保険適用外となる特定不妊治療（先進医療に係る治療費を含む。）	A、B、D、E C、F	1回の治療につき15万円 1回の治療につき5万円

2 特定不妊治療の際に男性不妊治療を受けたとき（治療区分Cの場合を除く。）は、1回の治療につき10万円を限度として加算する。採卵準備前に男性不妊治療を行つ

たが精子が得られない、又は良好な状態の精子が得られないため治療を中止したときも、同様とする。

(助成回数)

第7条 助成回数は、次の各号に掲げる妻の年齢に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 治療期間の初日において40歳未満（令和4年4月2日から同年9月30日までの間に40歳となる者が当該期間中に特定不妊治療を受ける場合を含む。）の者 6回

(2) 治療期間の初日において40歳以上の者 3回

(3) 保険診療の特例に併せ、令和4年4月2日から同年9月30日までの間に43歳になる者 1回

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該場合に至るまでの助成はなかったものとみなし、助成の回数を算定するものとする。

(1) 助成金の交付を受けた後に出産したとき。

(2) 妊娠12週以降に死産したとき。

(交付の申請及び請求)

第8条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、特定不妊治療費負担軽減助成金交付申請書（様式第1号）に、原則として次に掲げる書類添付し、治療が終了した日から3箇月以内に、市長に提出しなければならない。この場合において、申請者が県要綱に規定する助成対象者の要件を満たす者であるときは、当該県要綱に基づく助成を受けた日から起算して3箇月以内に、この告示による交付申請を行うものとする。

(1) 特定不妊治療受診等証明書（令和4年4月以降に係る治療分）（様式第2号）

(2) 本人負担額を確認することができる医療機関が発行した領収書

(3) 市内に住所を有する夫婦であることを証明する書類

(4) 兵庫県助成金交付決定通知書の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、同項第3号から第5号に掲げる書類のうち、申請者の同意を得た上で市においてその内容が確認できるものについては、当該書類の提出を要しない。

(交付の決定等)

第9条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、当該交付申請に係る書類の審査を行い、助成金を交付すべきと決定したときは特定不妊治療費負担軽減助成金交付決定通知書（様式第3号）により、交付すべきでないと決定したときは特定不妊治療費負担軽減助成金不交付決定通知書（様式第4号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第10条 市長は、偽りその他の不正な手段によって助成金を受けた者に対し、その返還を求めることができる。

2 前項の規定によりその返還を求められた者は、速やかに市長に返還しなければならない。

(実施上の留意事項)

第11条 助成金の交付に係る事務を行う者は、申請者のプライバシーの保護に十分配慮し、この告示による事務を処理するための個人情報を他に漏らしてはならない。

2 市は、助成金の交付状況を把握するため、特定不妊治療費負担軽減助成金交付金交付台帳（様式第5号）を整備するものとする。

(規則の適用除外)

第12条 この告示の規定による助成金の交付については、規則第11条及び第13条の規定は、適用しない。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和4年7月1日から施行し、令和4年4月1日以降に受けた特定不妊治療について適用する。

附 則（令和6年告示第147号）

(施行期日)

1 この告示は、令和6年7月1日から施行し、令和6年4月1日以降に受けた特定不妊治療について適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による施行前の様式により使用されている

書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

附 則（令和6年告示第192号）抄

（施行期日）

1 この告示は、令和6年12月2日から施行する。

別表（第4条及び第6条関係）

治療区分	治療内容
A	新鮮胚移植を実施
B	凍結胚移植を実施
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了
E	受精できず、又は胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないとめ中止
G	卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止
H	採卵準備中、体調不良等により治療中止

様式第1号（第8条関係）

特定不妊治療費負担軽減助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

朝来市長 様

朝来市特定不妊治療費負担軽減助成金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり助成金の交付を申請します。また、助成金の交付が決定したときは、交付決定額の支払を請求します。

なお、この申請に係る審査のために、市が以下のことを行うこととに同意します。

- (1) 戸籍、住民票の確認をすること。
- (2) 市税等市の徴収金の納付状況の確認をすること。

記

区分		ふりがな 氏名	生年月日	電話番号
申請者	夫 ※1		年 月 日 (歳)	
	妻 ※1			
夫 住所	〒 朝来市			
妻 住所 ※2	〒 朝来市			
申請金額（※3）		(男性不妊治療費除く。) _____ 円 (男性不妊治療費) _____ 円		
【兵庫県への申請の有無】 無・有 → (年 月 : 助成額 円)				
<input type="checkbox"/> 申請する特定不妊治療について、若年がん患者妊娠性温存治療費助成事業制度による助成を受けていない。 上記の助成金については、次の口座に振込みを依頼します。 (申請者本人名義以外の口座には振り込みできません。)				
振込先	金融機関名	銀行・金庫 信用組合・農協	本店・支店・出張所 本所・支所	
	預金種別	普通・当座	(左詰記入)	
	ふりがな			
	口座名義人			
申請受理年月日	年 月 日	(交付・不交付) 決定年月日	年 月 日	
受給者番号				

【過去の市からの助成歴】

- ①市の助成を受けた：前回申請： 年 月 日
(※前回申請以後 年 月 日に出産又は死産)
- ②今回の申請回数： 回目の申請（助成制度利用後出産又は死産した場合はそれ以降の申請回数）

注）太枠の中を記入してください。

※1：自署してください。

※2：妻が夫と異なる場所に住所を有する場合等に記入してください。

※3：助成金の額は、助成対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、下記の治療内容及び治療区分に応じた限度額とする。

保険適用による治療（先進医療含む。）は、1回当たり10万円（治療区分C及びFについては2万5千円を限度とする。）

保険適用外（先進医療含む。）は、1回当たり15万円（治療区分C及びFについては5万円を限度とする。）

男性不妊治療費については、1回当たり、上限10万円とする。

（添付書類）

- (1) 特定不妊治療受診等証明書（令和4年4月以降に係る治療分）（様式第2号）
- (2) 領収書（受診等証明書の領収年月日及び領収金額と一致するもの）
- (3) 市内に住所を有する夫婦であることを証明する書類
- (4) 兵庫県助成金交付決定通知書の写し

受付印

様式第3号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

朝来市長

印

特定不妊治療費負担軽減助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった特定不妊治療費負担軽減助成金については、下記のとおり交付することを決定したので、朝来市特定不妊治療費負担軽減助成金交付要綱第9条の規定により通知します。

交付決定額 円

助成対象となる 特定不妊治療の治療期間	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日
①助成対象となる特定不妊治療費（男性不妊治療費除く。）	円	④助成対象となる 男性不妊治療費	円
②兵庫県特定不妊治療費 助成額（先進医療該当分）			円
③朝来市特定不妊治療費負担 軽減助成金交付決定額 (男性不妊治療費除く。) (※1) (※2)	円	⑤朝来市男性不妊治療費 交付決定額 (※1) (※2)	円
合計交付決定額③+⑤	円		

※1：助成金の額は、助成対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、下記の治療類別及び治療区分に応じた限度額とする。

※2：保険適用による治療（先進医療含む。）は、1回当たり10万円（別表治療区分C及びFについては2万5千円を限度とする。）保険適用外の自費診療（先進医療含む。）は、1回当たり15万円（治療区分C及びFについては5万円を限度とする。）
男性不妊治療費については、1回当たり、上限10万円とする。

様式第4号（第9条関係）

第　　号
年　　月　日
様
朝来市長　印

特定不妊治療費負担軽減助成金交付不交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった特定不妊治療費負担軽減助成金については、審査の結果、下記の理由により交付しないことに決定したので、朝来市特定不妊治療費負担軽減助成金交付要綱第9条の規定により通知します。

・不交付の理由

様式第5号(第11条関係)

特定不妊治療費負担輕減助成金交付台帳

受給番号		氏名	生年月日
(ふりがな) 申請者氏名	夫	()	年 月 日(歳)
	妻	()	年 月 日(歳)
夫 住所(※1)		〒 電話	
妻 住所(※1)		〒 電話	
備考			

※1：夫婦それぞれの住所を記入する。

(特定不妊治療)

(男性不妊治療)

申請受理 年月日	申請額	(承認・不承認) 決定年月日	助成金交付額	医療機関	治療開始日
					治療終了日

様式第1号（第8条関係）

様式第2号（第8条関係）

様式第3号（第9条関係）

様式第4号（第9条関係）

様式第5号（第11条関係）

○朝来市特産物振興対策事業補助金交付要綱

令和3年3月30日

告示第93号

朝来市特産物振興対策事業補助金交付要綱（平成19年朝来市告示第51号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、朝来市特産物振興対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、朝来市補助金等交付規則（令和2年朝来市規則第4号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

（1）市内の農業者、畜産業者、農業者の団体、集落営農及び農畜産業に係る事業者であること。

（2）市税等市の徴収金に滞納がないこと。

(補助対象事業の名称、内容、補助金の交付基準及び額)

第3条 補助金交付の対象となる事業、その内容、補助金の交付基準及び額は、別表に掲げるとおりとする。

(委任)

第4条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 この告示の施行の日前において、この告示による改正前の朝来市特産物振興対策事業補助金交付要綱に基づき決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和4年告示第38号）

この告示は、令和4年3月30日から施行する。

別表（第3条関係）

事業の名称	事業の内容	補助金交付基準等	補助金の額
土づくり促進事業	有機堆肥の活用を促進し、畜産排泄物等の農地を還元及び地力向上を図ることで、市内循環型農業を推進する。	当該事業によって製造した有機堆肥を購入したものに対する補助	(1) 袋詰め堆肥1袋(15kg・40L)当たり80円に販売数を乗じて得た額 (2) フレコンバック堆肥購入金額に2分の1を乗じて得た額と1t当たり1,250円にトン数を乗じて得た額のいずれか低い額
振興作物栽培促進事業	出荷又は販売を目的とする作付拡大・栽培管理の合理化を促進し、生産量の安定的増大及び生産者所得の確保向上を図る。	(1) 振興作物集落集積型 コウノトリ育む農法による水稻の作付で、次の要件のいずれかに該当するもの ア 作付面積が0.5ha以上のもの イ 団地化による作付面積が1ha以上で出荷又は販売を目的とするもの (2) 岩津ねぎ大規模型 岩津ねぎの作付面積が20a以上で、次の要件のうち2つ以上に該当するもの ア 簡易移植用苗又はセルポット苗を用いること。 イ 土づくり促進事業による有機堆肥を用いること。 ウ 栽培管理の機械化を推進	作付面積10a当たり1,500円。ただし、団地化した場合は作付面積10a当たり1,000円。 (1) 作付面積1a当たり10,000円(1,000円未満の端数切捨)とする。 (2) 機械化・排水対策に係る事業はその経費に2分の1を乗じて得た額とし、300,000円を限度

	<p>すること。</p> <p>エ 出荷調整作業の委託又は機械化を推進すること。</p> <p>オ 排水対策として、暗渠排水・客土のための施工・機械購入・機械借用をすること。</p>	<p>(3) 育苗の効率化に係る事業はその経費に4分の1を乗じて得た額とし、70,000円を限度</p> <p>(4) 上記(2)、(3)については連続する2年が限度</p>
	<p>(3) 岩津ねぎ雪対策事業</p> <p>岩津ねぎの作付面積が5a以上で、その雪よけ被覆をするもの</p>	<p>被覆等資材に係る費用に2分の1を乗じて得た額とし、600,000円を限度</p>
	<p>(4) 黒大豆大規模型</p> <p>黒大豆の作付面積が40a以上で、次の要件のうち2つ以上に該当するもの</p> <p>ア 市の指定する作業ごとににより栽培管理を行い、作業日誌を記録すること。</p> <p>イ 土づくり促進事業による有機堆肥を用いること。</p> <p>ウ 栽培管理の機械化を推進すること。</p> <p>エ 出荷調整作業の委託又は機械化を推進すること。</p>	<p>(1) 作付面積1a当たり5,000円(1,000円未満の端数切捨)とする。</p> <p>(2) 機械化に係る事業はその経費に2分の1を乗じて得た額とし、300,000円を限度</p> <p>(3) 出荷調整作業の委託に係る事業はその経費に4分の1を乗じて得た額とし、70,000円を限度</p> <p>(4) 上記(2)、(3)については連続する2年が限度</p>
	<p>(5) 朝倉山椒普及事業</p> <p>農地に出荷・販売を目的に朝倉山椒を10本以上新植するもの</p>	<p>苗木1本当たり1,000円又は事業費に2分の1を乗じて得た額のいずれか低い額</p>

		(6) 岩津ねぎ被覆等資材雪害復旧事業 岩津ねぎ被覆等資材が雪害により被災し、その復旧を行うもの	被災被覆等資材復旧に係る費用に10分の7を乗じて得た額とし、10a当たり166,000円を限度
岩津ねぎ採種・保管事業	岩津ねぎの採種・保管体制を強化し、特種の維持改良を図る。	朝来市岩津ねぎ生産組合が行う岩津ねぎの採種・保管に係る経費補助	事業費に2分の1を乗じて得た額とし、200,000円を限度

○朝来市農業用ハウス等設置支援補助金交付要綱

令和2年2月17日

告示第3号

(趣旨)

第1条 この告示は、農産物の栽培を目的として市内に農業用ハウス又は附帯設備(以下「ハウス等」という。)を設置するものに対して交付する朝来市農業用ハウス等設置支援補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、朝来市補助金等交付規則(令和2年朝来市規則第4号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、高収益な野菜等の安定的な生産、出荷を促進することにより、農業経営の安定と生産規模の拡大を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができるもの(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 市内に住所を有する個人又は市内に事業所若しくは事務所を有する法人その他の団体であること。
- (2) 市税等市の徴収金に滞納がないこと。
- (3) 設置するハウス等において、出荷するための農産物を生産すること。
- (4) 設置するハウス等の費用が100万円を超えること。
- (5) 設置するハウス等が他の補助金等の交付対象でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金交付の対象となる経費は、ハウス等の設置に係る次に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)とする。

- (1) 資材費
 - (2) 施工費(補助対象者が自ら施工する経費を除く。)
 - (3) 農産物の生産に必要な附帯設備費
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費
- 2 前項の規定にかかわらず、ハウス等設置に係る経費に対する消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和

63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額(以下「消費税等仕入控除税額」という。)をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額する。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助率及び限度額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、300万円を限度とする。この場合において、当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は1年度1回限りとする。

(事業の実施計画の承認申請)

第6条 この補助金の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、農業ハウス等設置支援補助金に係る実施計画の承認申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 農業ハウス等設置支援補助金に係る実施計画書(様式第2号)
- (2) ハウス等の設置に係る見積書の写し
- (3) 設置場所の位置図及び写真
- (4) 定款又は規約(法人その他の団体に限る。)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施計画の参考となる資料

(事業の実施計画の承認通知)

第7条 市長は、前条の規定により提出された承認申請書及び実施計画書が適当であると認めるときは、農業用ハウス等設置支援補助金実施計画の承認通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第8条 規則第5条の規定により交付決定を受けたもの(以下「補助決定者」という。)は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(補助金の請求)

第9条 補助決定者は、規則第15条第2項に規定する請求書に次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) ハウス等の設置に係る経費の領収書の写し

(2) ハウス等設置後の写真

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(取得財産の管理)

第10条 この補助金を受けたもの（以下「受給者」という。）は、補助対象のハウス等について、補助金の交付目的に従い、適正に管理しなければならない。

2 受給者は、補助対象のハウス等を毀損し、又は滅失したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(取得財産の処分の制限)

第11条 受給者は、補助対象のハウス等について、法定耐用年数の期間内において、当該ハウス等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、その可否を決定し、財産処分可否決定通知書（様式第5号）により受給者に通知するものとする。

(地位の承継)

第12条 受給者が死亡、破産等の事由によりその地位を第三者に承継する場合において、当該承継することとなるものが交付決定のあった内容でハウス等を管理する意思があるときは、承継する日から起算して60日以内に地位承継届出書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により届出書の提出があったときは、その可否を決定し、地位承継可否決定通知書（様式第7号）により当該提出したものに通知するものとする。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年2月17日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和3年告示第85号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年告示第30号）

この告示は、令和4年3月18日から施行する。

附 則（令和6年告示第67号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年告示第40号）

この告示は、令和7年3月28日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

農業用ハウス等設置支援補助金に係る実施計画の承認申請書

年　月　日

朝来市長　　様

申請者

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

(法人の場合は記名押印してください。
個人事業主の場合で代表者本人が自署
しないときは、記名押印してください。)

農業用ハウス等設置支援補助金に係る実施計画の承認を受けたいので、朝来市農業用
ハウス等設置支援補助金交付要綱第6条の規定により別添のとおり申請します。

添付書類

- (1) 農業用ハウス等設置支援補助金に係る実施計画書(様式第2号)
- (2) ハウス等の設置に係る見積書
- (3) 設置場所の位置図及び写真
- (4) 定款又は規約(法人その他の団体に限る。)
- (5) 実施計画の参考となる資料

様式第2号（第6条関係）

(表)
農業用ハウス等設置支援補助金に係る実施計画書

住所又は所在地				電話番号	
氏名又は名称					
代表者氏名					
設置開始予定年月日	年 月 日				
設置完了予定年月日	年 月 日				
設置の目的及び効果					
概要	(設置場所・規模・構造)				
事業費内訳	資材費	施工費	設備費	その他	
	円	円	円	円	
栽培計画・販売方法及び目標所得	現況 (年)	栽培作物等			
		販売方法等			
		現所得等			
	目標 (年)	栽培作物等			
		販売方法等			
		目標所得等			
既存施設の現状	※既に所有するハウス等(棟数・面積・栽培作物等)について記載				

備考

- 1 現況は、申請時の状況を記入すること。
- 2 目標は、申請時を含め5年後の計画を記入すること。
- 3 栽培作物等は、栽培作物・面積・時期・収量等の計画を記入すること。
- 4 販売方法等は、販路・単価等の計画を記入すること。
- 5 目標所得等は、販売額・経費等の計画を記入すること。

(裏)

収支計画

農業収入		計画 1年目	計画 2年目	計画 3年目	計画 4年目	計画 5年目
生産物(単価)	経営規模	a	a	a	a	a
	生産量	t	t	t	t	t
	売上高	千円	千円	千円	千円	千円
	経営規模	a	a	a	a	a
	生産量	t	t	t	t	t
	売上高	千円	千円	千円	千円	千円
	経営規模	a	a	a	a	a
	生産量	t	t	t	t	t
	売上高	千円	千円	千円	千円	千円

収入計①	千円	千円	千円	千円	千円
------	----	----	----	----	----

農業経営費	計画 1年目	計画 2年目	計画 3年目	計画 4年目	計画 5年目
原材料費	千円	千円	千円	千円	千円
減価償却費	千円	千円	千円	千円	千円
出荷販売経費	千円	千円	千円	千円	千円
修繕費	千円	千円	千円	千円	千円
租税公課	千円	千円	千円	千円	千円
雜費	千円	千円	千円	千円	千円

支出計②	千円	千円	千円	千円	千円
------	----	----	----	----	----

所得計①-②	千円	千円	千円	千円	千円
--------	----	----	----	----	----

様式第3号（第7条関係）

農業用ハウス等設置支援補助金実施計画の承認通知書

第
年
月
号
日

様

朝来市長

印

年　　月　　日付けで申請のあった実施計画については適當と認めるので
承認します。

記

承認の内容

事業内容	事業費合計	事業費の内訳			
		資材費	施工費	設備費	その他

様式第4号（第11条関係）

財産処分承認申請書

年　月　日

朝来市長　　様

申請者

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

(法人の場合は記名押印してください。
個人事業主の場合で代表者本人が自署
しないときは、記名押印してください。)

年度において、農業用ハウス等設置支援補助金要綱第11条の規定により取得した財産を次のとおり処分したいので申請します。

1 処分する理由

2 処分対象の財産内容

3 取得時の状況

財産の内容	設置場所	取得年月日	取得金額	取得金額の内訳	
				市補助金	その他
			円	円	円
計					

4 処分方法、価格、条件等

様式第5号（第11条関係）

財産処分可否決定通知書

第 年 月 日
号

様

朝来市長

印

年 月 日付けで申請のあった財産処分承認申請については、下記のとおり
決定したので通知します。

記

財産処分の可否 可 • 否

否の場合の理由

様式第6号（第12条関係）

地位承継届出書

年　月　日

朝来市長 様

届出者
住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名
(法人の場合は記名押印してください。
個人事業主の場合で代表者本人が自署
しないときは、記名押印してください。)

下記の理由により地位を承継するため、農業用ハウス等設置支援補助金交付要綱第12条の規定に基づき地位承継届出書を提出します。

被承継人の氏名 (法人にあっては名称)	
承継年月日	年　月　日
承継の原因	
承継する財産の名称・所在・ 規模	

様式第7号（第12条関係）

地位承継可否決定通知書

様

第 年 月 日 号

朝来市長

印

年 月 日付けで申請のあった地位承継届出については、下記のとおり決定したので通知します。

記

地位承継の可否 可 • 否

否の場合の理由

様式第1号（第6条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第7条関係）

様式第4号（第11条関係）

様式第5号（第11条関係）

様式第6号（第12条関係）

様式第7号（第12条関係）

○朝来市サテライトオフィス等開設補助金交付要綱

令和3年3月31日

告示第100号

(趣旨)

第1条 この告示は、朝来市サテライトオフィス等開設補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、兵庫県産業労働部補助金交付要綱（以下「県要綱」という。）及び朝来市補助金等交付規則（令和2年朝来市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、市内で創業又は新分野への進出のためのサテライトオフィス等を開設するためにはじめに要する経費の一部を補助することにより、遊休資産の利活用及び市内経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 市内に存する住宅、店舗又は公有施設であって、その全部又は一部が居住、事業その他の用に供されていないことが常態であるものをいう。
- (2) 新分野 統計法（平成19年法律第53号）第28条の規定により統計基準として定められた日本標準産業分類において、現に営んでいる事業が属する中分類の事業区分以外の中分類の業種区分に該当する分野をいう。
- (3) サテライトオフィス等 本市において新たにIT関連の事業の用又はシェアオフィス、コワーキングスペース等の用に供するために開設する事務所をいう。
- (4) 移住者 サテライトオフィス等の従業者であって、補助金の交付を申請する日において市に転入後2年を経過しておらず、かつ、転入日前2年以内に市内に居住していない者をいう。
- (5) 地域課題 市の行政計画等に掲げる課題をいう。
- (6) IT関連の事業 日本標準産業分類における情報サービス業及びインターネット附随サービス業に属する事業をいう。
- (7) 高度IT技術者等 県要綱に規定する高度IT技術その他の高度技術を必要とする業務に従事する者をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、空き家等を賃借し、又は事務所を新築し、事業を行う者で、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 新たに開設するサテライトオフィス等を3年以上経営する意思があること。
- (2) 市内に事業所を有する事業者にあっては新分野での事業を行うものであること。ただし、朝来市起業人財交流館から移転して事業を行うものを除く。
- (3) 朝来市にぎわい創出補助金交付要綱（平成31年朝来市告示第65号）別表第1に掲げる事業を営むものでないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する店舗型性風俗特殊営業等を行うものでないこと。
- (5) 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（政治活動や宗教活動を目的とする事業及び政治団体や宗教法人名義の施設を活用した事業等）でないこと。
- (6) 朝来市企業誘致及び雇用促進条例（平成17年朝来市条例第262号）第3条第1項各号に掲げる奨励金の交付を受けないこと。
- (7) 市税等市の徴収金を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、建物賃借料に係る補助金交付の対象としない。

- (1) 空家等の所有者（以下単に「所有者」という。）と生計を一にする者であるとき。
- (2) 所有者の3親等内の親族であるとき。

(補助対象経費等)

第5条 補助金交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 補助金の額を算出する場合において、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付申請は、次の各号に掲げる補助対象経費の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に別表第2

に掲げる経費ごとに必要な書類を添えて、市長に提出して行うものとする。

- (1) 別表第1に掲げる経費のうち次号以外のもの サテライトオフィス等を開設した日（次号において「開設日」という。）の属する年度の末日
- (2) 建物賃借料、通信回線使用料及び地域課題解決支援費 開設日後1年を経過する日ごとに当該1年を経過する日の属する年度の末日
(補助金の交付請求)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、次の各号に掲げる補助対象経費の区分に応じ、別表第3に定める書類の写しを補助金等交付請求書に添付の上、市長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定による請求をしようとするときは、前条の交付申請をした日の属する年度の末日までに当該工事を完成しなければならない。
(財産の管理等)

第8条 補助事業者は、補助事業により取得した財産等（以下「取得財産」という。）については、当該補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産について、取得財産管理台帳（様式第2号）を備え管理するとともに、市長にその写しを提出しなければならない。
- 3 市長は、規則第18条の規定による取得財産の処分を承認した場合において、補助事業者に収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を市に納付させることができる。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに決定を受けた補助金の交付については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

附 則（令和5年告示第40号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年告示第63号）

この告示は、令和5年4月14日から施行する。

附 則（令和6年告示第70号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年告示第124号）

この告示は、令和7年4月23日から施行する。

別表第1（第5条関係）

補助対象経費		補助金の額等	
		県要綱に基づくイノベーション拠点開設支援事業の認定を受けた事業者	左記以外の事業者
新築費	サテライトオフィス等の新築に係る内装工事、外装工事、機械設置、電気、給排水、ガス工事に要する経費	補助対象経費を合算した額に3分の2を乗じて得た額とし、300万円を限度。1回限り。	補助対象経費を合算した額に3分の2を乗じて得た額とし、300万円を限度。1回限り。
改裝費	サテライトオフィス等の改裝に係る内装工事、外装工事、機械設置、電気、給排水、ガス工事に要する経費	補助対象経費を合算した額に4分の1を乗じて得た額とし、100万円を限度。1回限り。	補助対象経費を合算した額に3分の2を乗じて得た額とし、300万円を限度。1回限り。
事務機器取得費	事業の用に供する事務機器の取得に要する経費	補助対象経費を合算した額に4分の1を乗じて得た額とし、25万円を限度。1回限り。	補助対象経費を合算した額に3分の2を乗じて得た額とし、75万円を限度。1回限り。
建物賃借料	事業の用に供する空家等の使用料及	月ごとの補助対象経費に4分の1を乗じて得た額と	月ごとの補助対象経費に3分の2を乗じて得た額と

	び建物と不可分な 設備の使用料	し、月額25,000円以内の 額。36箇月分を限度。	し、月額75,000円以内の 額。36箇月分を限度。
通信回線使用 料	インターネット接 続費、専用回線、プロバイダー、レンタルサーバ、ドメイン利用料、ライセンス料等通信回線を利 用して事業を行 ための使用料	月ごとの補助対象経費に4分の1を乗じて得た額と し、月額25,000円以内の 額。36箇月分を限度。	月ごとの補助対象経費に3 分の2を乗じて得た額と し、月額75,000円以内の 額。36箇月分を限度。
高度IT技術者 等人件費	サテライトオフィス等に勤務する高 度IT技術者等に係 る人件費	従業員1人につき年額100 万円以内の額。3年分を限 度。	
地域課題解決 事業支援費	消耗品及び原材料 のうち、地域課題を解 決に資すると市 長が認めるものに 限る。	補助対象経費を合算した 額に2分の1を乗じて得た 額に2分の1を乗じて得た 額とし、年額50万円以内 の額。3年分を限度。	補助対象経費を合算した 額に2分の1を乗じて得た 額とし、年額50万円以内 の額。3年分を限度。
事業所引越費 用支援費	市外の事業者がサ テライトオフィス等を開設する際の 引越費用	補助対象経費を合算した 額に2分の1を乗じて得た 額とし、20万円を限度。 1回限り。	補助対象経費を合算した 額に2分の1を乗じて得た 額とし、20万円を限度。 1回限り。
移住者生活支 援費	サテライトオフィス等の開設に伴い 移住する補助対象 者の生活支援費	従業員1人につき定額10 万円。1回限り。 定額10万円	従業員1人につき定額10万 円。1回限り。 定額10万円

別表第2（第6条関係）

補 助 対 象 経費区分	添付書類
-----------------	------

共通	サテライトオフィス等事業計画申請書（様式第1号） 法人登記簿謄本 直近2年分の財務諸表（貸借対照表・損益計算書）ただし新規創業者は不要 サテライトオフィス等開設場所付近見取図 イノベーション拠点開設支援事業認定書 事業の用に供する部分の建物図面
新築費及び改装費	工事見積書 工事図面 現況写真
事務機器等取得費	事業の用に供する事務機器の取得経費が分かる書類
建物賃借料	空家等の使用料及び建物と不可分な設備の使用料が分かる書類 事業の用に供する部分の建物図面
通信回線等使用料	事業の用に供する通信回線等の使用料が分かる書類
地域課題解決事業支援費	消耗品及び原材料の経費が分かる書類
事業所引越費用支援費	サテライトオフィス等開設のための引越費用の分かる書類（従業員の移住のための引越費用を含む。）
移住者生活支援費	従業者の住民票の写し 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書

別表第3（第7条関係）

補助対象 経費区分	添付書類
新築費及び改装費	サテライトオフィス等の新築又は改修に要する費用の請求書及び領収書 完成写真
事務機器等取得費	事務機器の取得に要する費用の請求書及び領収書

事務機器等取得費	事務機器の取得に要する費用の請求書及び領収書
建物賃借料	サテライトオフィス等の賃借料の契約書及び支出の分かる資料
通信回線等使用料	通信回線等使用料 通信回線等の請求対象分の賃借料の支出の分かる資料
地域課題解決事業支援費	消耗品費及び原材料費の支出の分かる資料
事業所引越費用支援費	引越費用の支出の分かる資料（事業の用に供する部分に限る。）

様式第1号（第6条関係）

サテライトオフィス等事業計画申請書

申請区分	<input type="checkbox"/> イノベーション拠点開設支援事業の認定を受けた事業者 <input type="checkbox"/> 上記以外の事業者
フリガナ	
申請事業者名 現在事業を行っている場合のみ	
フリガナ	
代表者氏名	
申請事業者の所在地 (連絡先)	〒 電 話： ファックス： メールアドレス：
現在行っている事業の区分	日本標準産業分類の中分類の区分事業名を記入
フリガナ	
サテライトオフィス等を開設する事業者名	
フリガナ	
上記の代表者	
サテライトオフィス等の所在地	〒 朝来市
サテライトオフィス等で行う事業の区分	日本標準産業分類の中分類の区分事業名を記入
操業開始予定年月日	年 月 日
実施する事業の内容	
事業のニーズと効果	ニーズ 効果
当該事業に関する経験・実績について	<input type="checkbox"/> 当該事業を含め事業経営をしたことがない。 <input type="checkbox"/> 当該事業の経験はないが他事業の経営経験はある（ 年 月 ） <input type="checkbox"/> 当該事業を経営している。（ 年 月 ）

		<input type="checkbox"/> 当該事業を経営していたが、現在はしていない。			
主な取扱製品又はサービスについて		<ul style="list-style-type: none"> • • • 			
地域課題解決に資する事業の内容 (地域課題解決支援費の申請者のみ)					
<p>地域課題の現状</p> <p>市が有する計画上の位置付け (計画名及び記載部分を説明)</p> <p>地域課題の現状に対する事業の展開方法</p>					
サテライ トオフィ ス等に勤 務する従 業者につ いて	常時雇用する従業員 (雇用保険の一般被保険者) () 人 (うち移住者 人)				
	移 住 者	氏 名	新住所地	前住所地 都道府県名・市町村名	転入した日
			朝来市	・	年 月 日
			朝来市	・	年 月 日
			朝来市	・	年 月 日
			朝来市	・	年 月 日
	朝来市	・	年 月 日		
取引先					
主な取引先と割合					
財・サービスの提供先	(%)	(%)	(%)		
仕入先	(%)	(%)	(%)		
事業の見通し					
	開設当初	開設 3 年後	売上高、売上原価、経費の根拠		
売上高①	千円	千円			
売上原価(仕入高)②	千円	千円			
経 費	人件費	千円			
	家賃	千円			
	支払利息	千円			
	その他	千円			
	合計 ③	千円			
利 益	①-②-③	千円			

年度別事業費内訳

1年目

(単位：千円)

補助対象 経費区分	積算内訳	事業費	負担区分			
			借入金	県IT関連 開設補助	市補助金	自己 資金
新築費又は改 装費						
事務機器 取得費						
建物賃借料						
通信回線 使用料						
地域課題解決 事業支援費						
事業所引越 費用支援費						
移住者生活支援		—	—	—	—	—
人件費					—	
合 計						

2年目

(単位：千円)

補助対象 経費区分	積算内訳	事業費	負担区分			
			借入金	県IT関連 開設補助	市補助金	自己 資金
建物賃借料						
通信回線 使用料						
地域課題解決 事業支援費						
人件費					—	
合 計						

3年目

(単位：千円)

補助対象 経費区分	積算内訳	事業費	負担区分			
			借入金	県IT関連 開設補助	市補助金	自己 資金
建物賃借料						
通信回線 使用料						
地域課題解決 事業支援費						
人件費					—	
合 計						

様式第2号(第8条関係)

取得財產管理台帳

様式第1号（第6条関係）

様式第2号（第8条関係）

○朝来市新市街地活性化補助金交付要綱

令和4年3月30日

告示第57号

(趣旨)

第1条 この告示は、朝来市新市街地活性化補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、朝来市補助金等交付規則（令和2年朝来市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、新市街地において事業所を開設するために土地を造成する経費の一部を補助することにより、当該地域を活性化することを目的とする。

(定義)

第3条 この告示において「新市街地」とは、和田山都市計画用途地域の準工業地域に指定する大字立ノ原及び大字枚田の区域をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、新市街地において別表第1に掲げる産業分類に属する事業を行う者で、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 新市街地の活性化に資するものであること。
- (2) 土地を購入し、造成の上、操業を開始すること。
- (3) 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（政治活動や宗教活動を目的とする事業及び政治団体や宗教法人名義の施設を活用した事業等）でないこと。
- (4) 市税等の市の徴収金を滞納していないこと。

(補助対象経費等)

第5条 補助金交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表第2に掲げるとおりとする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付申請は、次の表の左欄に掲げる期限までに、同表の右欄に掲げる書類を新市街地活性化補助金交付申請書（別記様式）に添付の上、市長に提出して行うものとする。

提出期限	添付書類
造成工事を開始する年度の末日	造成工事の見積書 施行箇所図 当該土地の求積図 土地購入に係る契約書 土地の登記簿謄本 法人登記簿謄本（法人の場合） 本人確認書類（個人の場合） 事業の内容が分かる書類 その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付)

第7条 補助金の交付は、1事業者1回限りとする。

2 補助金は、操業を開始した年度の翌年度に交付する。

(補助金の交付請求)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、次の各号に定める書類を補助金等交付請求書に添付の上、市長に提出しなければならない。

(1) 土地の造成工事に係る契約書及び領収書の写し

(2) 造成完成図面及び完成写真

(3) 土地の登記簿謄本の写し

2 補助事業者は、前項第1号の請求をしようとするときは、第6条の交付申請をした日の属する年度の翌年度の末日までに当該工事を完成していなければならない。

(財産の管理等)

第9条 補助事業者は、補助事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）については、当該補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 市長は、規則第18条の規定による取得財産の処分を承認した場合において、補助事業者に収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を市に納付させることができる。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに決定を受けた補助金の交付については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表第1（第4条関係）

大分類	中分類
運輸業、郵便業	道路貨物運送業
	倉庫業
	運輸に附帯するサービス業
	郵便業
卸業、小売業	各種商品卸売業
	繊維・衣服等卸売業
	飲食料品卸売業
	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
	機械器具卸売業
	その他の卸売業

別表第2（第5条関係）

補助対象経費	補助金の額
購入した土地の造成工事に要する工事費 用。ただし、地盤改良費用及び調査・設計費用は除く。	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額。ただし、造成工事1平方メートル当たり6,000円を上限とし、1,500万円を限度とする。

別記様式(第6条関係)

新市街地活性化補助金申請書

年　月　日

朝来市長 様

所在地
事業所名
法人番号(法人のみ)
代表者氏名 *
電話番号 — — —
(*: 法人の場合は、記名押印してください。
個人の場合で本人が自署しないときは、記
名押印してください。)

朝来市新市街地活性化補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、補助金の交付に関し、市長が市税等市の徴収金の納付状況及び経営の実態について調査することに同意します。

申請額 円 (5)の額

(1)造成工事が行われる場所 (全ての筆を記載すること)	朝来市和田山町 番地
(2)造成工事の実施期間	着手 年 月 日 完了 年 月 日
(3)造成面積	m ²
(4)造成工事に要する経費(見積書の額) ※工事費のみ対象とし消費税を除く。	円
(5)申請額 (4)×1／2 (千円未満切り捨て)	円

別記様式（第6条関係）